

豊 情 個 審 答 申 第 7 7 号
令和 6 年(2024 年) 1 0 月 3 0 日

豊 中 市 長 長 内 繁 樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩 野 隆 史

個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報部分開示決定の取消請求に係る取扱いについて（答申）

令和 5 年（2023 年）1 0 月 1 7 日付け諮問第 6 8 号により諮問を受けた個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報部分開示決定の取消請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「相談受付票」に係る保有個人情報部分開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和5年7月4日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、法第63条に規定する行政機関の長等である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し「①被虐待者の全身の怪我と言っている部位、②被虐待者の原因不明の怪我、被虐待者のどのような怪我、③実施機関が事実確認した内容、④被虐待者が〇〇〇〇〇で入院したこと、⑤保護措置から1年後の「虐待」当事者（審査請求人）に対し、実施機関から書面、口頭どちらも決定の内容の報告は無く、実施機関が決定した理由、当事者（審査請求人）が知ったのは1年半後の真意」に関する保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年7月31日、本件開示請求に係る保有個人情報を「相談受付票」（以下「本件保有個人情報」という。）と特定したうえで、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、同年9月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、同年10月17日、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、再反論書及び口頭意見陳述の内容をまとめると次のとおりである。

- 1 被虐待者の全身の怪我と言っているが、被虐待者が全身に怪我をしたことはない。怪我した部位は開示請求の個人情報にあたらないのではないかと。
- 2 被虐待者の原因不明の怪我とはどのような傷か、個人情報に該当しないのではないかと。
- 3 不開示に関して、黒塗り以外は私が言ったことばかりを印刷している。

- 4 審査請求人の〇〇が「〇から手を挙げられたことは1度も無い」と言ったことはどこにも書かれてない。
- 5 虐待認定取り消し請求、説明、報告なく証拠の開示無く、常識、道理に反し嘘だらけの対応は納得出来ない。
- 6 被虐待者の全身の傷、原因不明の傷等受傷場所が書いてあるならば、受傷場所が言えるはずである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書及び口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 本件保有個人情報のうち氏名、生年月日その他の記述等は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、開示できない。
- 2 本件開示請求に係る事案は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づいて対応したものであり、支援方針や調査内容等は、市が行う「高齢者虐待防止法に係る事務」に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるため、開示できない。
- 3 本件保有個人情報のうち、本件開示請求内容に含まれない情報は開示できない。

第六 審査会の判断

- 1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、高齢者虐待の通報を受けて、実施機関が作成した対応記録である。

- 2 法の基本的な考え方

法は、実施機関の保有する保有個人情報の開示を請求することができること及び開示請求を受けた実施機関は法第78条第1項各号に規定する不開示情報に該当する場合を除き、当該開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないことを定めている。

法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と規定している。

また、ただし書イでは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、ロでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、ハでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該

公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は除く旨を規定している。

法第78条第1項第7号では、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

3 本件審査請求に係る法第78条第1項第2号及び第7号該当性の判断について

当審査会は、本件保有個人情報について実施機関に対し提出を求め、インカメラにより審査を行った。不開示情報部分には、関係機関からの聞き取り内容、実施機関の対応内容等に関する情報が記載されており、本件開示請求に対する実施機関の保有個人情報の特定に誤った点は認められなかった。

(1) 法第78条第1項第2号該当性について

不開示情報部分には、関係機関からの聞き取り内容等関係者に関する情報が含まれているため、これらの情報が法第78条第1項第2号に該当するか検討する。

まず、実施機関が不開示とした関係機関からの聞き取り内容等の情報は、関係者の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、法第78条第1項第2号の不開示情報に該当する。

次に、これらの情報が、同号イからハまでに規定する情報に該当するか否かについて検討する。当該関係機関からの聞き取り内容等の情報は、審査請求人が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報ということとはできないことから、同号イには該当しない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報及び公務員の職務遂行に係る情報ということとはできないことから、同号ロ又は同号ハにも該当しない。

(2) 法第78条第1項第7号該当性について

不開示情報部分には、実施機関が高齢者虐待の通報を受けて行った実施機関内部を含む関係機関からの聞き取り内容、実施機関の対応内容等に関する情報が含まれているため、これらの情報が法第78条第1項第7号に該当するか検討する。

まず、聞き取り内容においては、実施機関内部等からの聞き取りを含め、聴取対象者名、聴取内容等を誰にも漏らさないことが前提とされている。そうでなければ、関係機関からの協力は得られなくなり、実施機関が高齢者虐待に係る聞き取りを行い、通報事案に係る事実の把握をすることが困難になるおそれがあるからである。したがって、開示することにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

次に、当該案件における実施機関の対応内容等については、実施機関が虐待の事実認定をする際の虐待が疑われる状況の判断や緊急性等の本件事案に関する実施機関の評価等についての情報が記載されていることが認められる。これらの情報が開示されることを前提とすると、被虐待者の心理的混乱等を招くことがあり得るとの懸念から、実施機関が虐待の判断に必要な情報の記載に消極的になるおそれがあること及び今後の虐待の調査に

において詳細な記載ができなくなるなど当該事務及び今後の同種の事務の形骸化を招くおそれがあり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報を法第78条第1項第2号及び第7号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

よって、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和6年（2024年）10月30日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 中 園 江里人

委 員 宮 下 幾久子